

議案第30号

山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例
山陽小野田市職員定数条例（平成17年山陽小野田市条例第34号）の一部
を次のように改正する。

第2条第8号中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山陽小野田市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>3人</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>2人</u></p> <p>(9) (略)</p>